

公共工事品質確保に関する 議員連盟総会説明資料

平成28年11月29日

農林水産省

・品確法の運用状況について

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に規定する、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保等の基本理念にのっとり、「発注者の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための発注者共通の指針に基づき、農林水産省においても各事項について実施しているところ。

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等からこれを行わない。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額**や**工期の適切な変更**を行う。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等**について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

・建設業の担い手確保に向けた取組について

若手技術者確保のための支援対策の一例として、総合評価落札方式における技術者評価において、配置予定技術者の資格取得後の経験年数を短縮することや、主任技術者・監理技術者に加えて担当技術者としての施工経験等を評価の対象とするなど、若手技術者の参入を促進するための取組を行っている。

・災害時における入札契約方式等について

災害復旧事業等に係る契約については、
1 応急復旧など、緊急の必要により競争を付することができない復旧事業等については、随意契約方式によることができる
2 1以外の当面の復旧事業等については、可能な限り手続に要する時間を短縮した一般競争入札方式又は一般競争入札に付す時間がないなど、早期の着工が必要な場合には指名競争入札方式によることができることとしている。

・ICT活用状況について

農林水産省では、これまで、一部の工事において、施工者の希望により起工測量や出来形管理等にICTを導入している状況。現在、ICT活用工事に係る規定(出来形管理方法や費用計上等)の整備や発注者が当該活用工事を指定する工事の導入等について検討を行っているところ。